

一事業主側ノ意向

事業主側ノ組合員其除ノ目的ニテ解雇手當ヲ以テ解決ノ意向

ナリ

右及中(通)報候也

勞務第五三六六號

昭和六年十一月十五日

警視總監 長 延 連

内務大臣 中橋徳五郎殿

社會 局長 官 殿

各廳 村 縣 長 官 殿 (八廳分給)

東洋ミシン商會東京支店勞働爭議ニ関スル 仲 (第三報)

6.12.17  
3389

要旨

一被解雇者八音ノ如ク支店ヲ訪問復職ヲ交渉スルニ事業主側ハ之ヲ容認セズ交渉進捗セズ  
二支店ヲテハ大阪本店ノ指示ニ依リ對策中ナリシ以テ大阪本店ニ爭議解決ニ依リ支店ニ上ニ徹シ意向ナリ

標記商會ノ勞働爭議ニ関シテハ既報ノ通りナルヲ其ノ後ノ狀況

左ノ通り

記